

多 14.11.19  
165

分社第二回同席

大正十四年十一月十七日

警視總監 太田政弘

内務大臣 若槻禮次郎 殿  
 社会局長 官長岡隆一郎 殿  
 京都 大阪 神奈川 千葉 埼玉  
 栃木 群馬 福島 愛知 兵庫  
 福岡 各府 県 長 官 殿  
 東京 地方裁判所 検事正 殿

東京亞鉛鍍金株式会社労働争議ニ関スル件

- (15) 定期賞與ヲ最低參拾日以上(年五回)支給スル
  - (14) 昇給ニ関スル件(年一圓五毛以上増給スル)
  - (13) 公傷者ニハ日給ノ全額ヲ支給スル
  - (12) 常夫ニ限リ拾時尙程度ニスル
  - (11) 洗滌部組長其ノ他功勞者ヲ月給制度ニスル
  - (10) 各部ニ出勤者ノ生シタル場合ニ其ノ給料ヲ作業者ニシテ配スル
  - (9) 賃銀改正ニ関スル件(本給手当ノ二重制度ヲ撤廃スル)
  - (8) 解職及ビ退職及ビ退職手当ヲ制定スル
- 以上

祈 願 文

天地神明ニ折言フ東京亞鉛鍍金株式会社職工一同申ス吾等ハ  
 横暴ナル会社ニ處ケラレ正義ノ道通セス且ニ嘆キ夜ニ憂々悔落ケ血涸  
 レルハ天地ノ大靈ニ祈願シテ宇宙大衆ノ批判ヲ乞フ又ケン事ヲ待ツ  
 吾等職工ノ血ヲ寫シテ彼等カ是ナリト云フハ一壁割横暴ニ堪ヘ飽ク止  
 事ノ目的ト人殺解夜ノ者ヲニ天地大靈ノ庇ヲ渡シ候フ

大正十四年十一月十七日 日本労働総同盟  
 東京製金組合大島第一支部  
 東京亞鉛鍍金株式会社労働本部